

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和8年7月13日

独立行政法人家畜改良センター
理事長 三森 眞琴

1 契約概要等

- (1) 件 名 独立行政法人家畜改良センター所有自然交配用種雄牛の配布
- (2) 内 容 入札説明書による
- (3) 入札対象牛 入札説明書による
- (4) 引 渡 期 限 令和8年9月14日
- (5) 引 渡 場 所 入札説明書による
- (6) 入 札 方 法 本件は、入札書及び提案書等を受け付け、見積価格と提案内容の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 独立行政法人家畜改良センター契約事務取扱規程（以下「取扱規程」という。）第8条及び第9条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
- (2) 独立行政法人家畜改良センター又は農林水産省の契約に係る指名停止の措置要領に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
- (3) 令和7・8・9年度国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は独立行政法人家畜改良センターの競争参加資格のいずれかにおいて「物品の買受け」に係る等級が「A」、「B」又は「C」に格付けされている者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札日時までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該等級に格付けされたものであること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国又は独立行政法人家畜改良センターが別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）。

なお、上記資格審査について、疑義等ございましたら、お気軽に担当部局の担当者にお問い合わせ下さい。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（3）の再確認を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札手続等

- (1) 担当部局

〒961-8511 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1番地

独立行政法人家畜改良センター総務部管財課（担当：齋藤）

電話 0248-25-2233 ファクシミリ 0248-25-3990

Eメール：tyoutatu@nlbc.go.jp

（2）入札説明書の交付期間及び方法

本公告日から令和8年7月28日（火）までの土曜日、日曜日、祝祭日を除く、9時00分から17時00分（12時00分から13時00分を除く。）まで上記（1）の場所において交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判が入る返信用封筒に住所、会社名及び担当者氏名など所要事項を記入のうえ、320円分の切手を貼付し、上記（1）の場所に送付すること。ファクシミリ又はe-mailによる交付を希望する場合は、住所、会社名、担当者氏名及び電話番号等を上記（1）の場所に連絡すること。

（3）入札説明会の日時及び場所

開催しない。

（4）提案書等の提出期限及び提出先

令和8年8月3日（月）17時00分

提出先は、上記（1）担当部局とする。

（5）入札書の提出期限及び提出先

令和8年8月7日（金）11時30分

なお、郵便による入札の際は、令和8年8月6日（木）必着。

提出先は、上記（1）担当部局とする。

（6）開札の日時及び場所

令和8年8月7日（金）11時30分

福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1番地

独立行政法人家畜改良センター第2会議室

4 その他

（1）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

全部免除する。

（3）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

（4）契約書作成の要否

要

（5）落札者の決定方法

次の各要件に該当する者のうち、当法人が定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者とする。

① 提案内容が、技術審査委員による審査の結果、配布者として適当と認められたもの。

② 入札書に記載されている金額が、取扱規程第30条の規定に基づいて作成された配布予定価格以上であること。

（6）提出書類の取扱

提出のあった書類等は一切返還しない。

(7) 引き渡しの対応

引き渡しは原則として平日に実施する。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

また、種雄牛の導入に当たっては、都道府県への連絡が事前に必要となる場合がありますので、飼養場所を所管する家畜保健衛生所にご相談願います。